

第53回遠野市農業委員会総会議事録

日時 平成25年8月27日（火）

午前9時30分

場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室

会議出席委員

1 阿部正嗣	2 山崎登久昭	3 多田靖志	4 阿部儀信	5 似田貝順一
6 菊池次男	7 白岩正義	8 佐々木豊子	9 昆野征策	10 佐々木恵美子
11 菊池敦子	12 江川幸男	13 綱木秀治	14 菊池正明	15 新田佐悦
16 佐々木収一	17 菊池昇	18 太田代良市	19 松田欣一	20 菊池一勇
21 古屋敷徳夫	22 齋藤晴夫	23 奥寺晴夫	24 森川亦	25 白金英子
26 細川幸男	27 君崎敬孝	28 菊池政實	29 菊池孝	30 濱田平八郎
31 北湯口進				

欠席届出 6番 菊池次男委員 11番 菊池敦子委員 20番 菊池一勇委員

遅刻者 なし

早退者 なし

事務局 佐々木敦緒事務局長、菊池徳明事務局次長兼農地係長、小倉匠農業振興係長  
関係機関 なし

議事日程

1 開会

2 農業委員会憲章朗唱

3 事務事業経過報告

4 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地専門委員会に付議した事項について

報告第3号 女性農業委員業務検討会の協議事項について

5 議事日程

日程第1 議事録署名人の氏名及び会議書記の指名

日程第2 議案第31号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について

日程第3 議案第32号 遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定について

日程第4 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

日程第5 議案第34号 遠野市農業委員会農地基本台帳事務取扱規程の制定について

6 その他

7 閉会

議	長	(午前9時30分) おはようございます。第52回遠野市農業委員会総会に雨の中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。このところ長雨が続きまして、気分的にも曇りがちであります。まだ雨は続くとのことで、情報によりますと今夏は低温であるようでございます。とにかく秋に向けて、やや不安な気持ちもありますが、そうならないように祈るばかりです。本日は総会議案と、家族経営協定の推進についても協議事項になっておりますし、この間、農業者年金の推進会議もございました。盛りだくさんとなっております。速やかに進めたいと思っておりますので、どうぞご協力のほど、お願いいたします。簡単ですが、挨拶とさせていただきます。
議	長	それでは、これより第53回遠野市農業委員会総会を開会いたします。本日の議案は4件です。慎重にご審議願います。
議	長	<b>【議会成立宣言】</b> 本日の出席委員は、31名中28名であります。遠野市農業委員会会議規則第11条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。 欠席の届出は、6番菊池次男委員、11番菊池敦子委員、20番菊池一勇委員であります。
議	長	<b>【農業委員会憲章朗唱】</b> 議事日程に入るに先立ち、農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。 先唱を、25番白金 英子委員にお願いいたします。 (「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)
議	長	<b>【事務事業経過報告】</b> 次に、事務事業経過報告を、事務局長をして、報告いたします。
事務局長		議長。遠野市農業委員会の事務事業経過について報告いたします。 7月26日から8月27日現在までの事業であります。7月26日が非農地通知の植林補助事業協議を森林総合センターで協議しました。非農地通知を発出した農地は農地に戻れない農地であります。農地以外の地目になる。また非農地通知をもらったから放置してよいわけではなく、管理をする必要があるため、森林組合、森林総合センターと話し合いをして補助事業の対象にしてもらうお願いをした。補助事業の対象になると9割助成の対象になる。植林後の5年間の下刈りの補助も受けられるので、管理していただく。森林組合の計画に入らないと対象に入らないので補助事業になれるようにしたいところあります。7月30日が地域農業マスタープラン推進、JAとの協議では地域農業マスタープランの他に集落ビジョンを作成するとなっております。農家からは、農協は農業の計画、市では市の計画なんだとの話も事実ありますので、どのように行っていくか協議いたしました。私たちはこれに賛同したところであります。集落ビジョンは農家組合単位に説明に入っていきますから、地域農業マスタープラン、人農地プランでありますけれども、これは浸透していくと。農協で作ったプランは市にも提供していただけたらなりましたので、農協の地域座談会が立派なものになっていただければ、市の計画も立派なものになっていくと思います。8月6日は上閉伊地区の連絡会がありまして、会長と職務代理が出席。これは県の農業委員大会の要請議案と、研修会を釜石で開催しようということで、釜石で話し合っただけのところあります。8月9日が農業委員会たよりの編集委員会、ミーティングルームで開催されまして編集委員の皆様に出席いただいております。今年は紙面を変更しようということで話し合われております。五所川原市へ研修に行ったわけですが、五所川原市では賞をいただいているわけですが、あれを参考にして各種申請書の受付の締切も紙面に記載して、総会の開催予定日も記載して、合わせて農地情報、売りたい・貸したい・買いたい、そういったところも話しあわれたところあります。12日が第399回農業会議の常任会議が盛岡でありまして会長が出席。19日が

農地転用現地確認調査。委員の皆様に出席を頂いております。8月20日地目選定に係る協議に、私と、藤原主任と農業会議川村相談員が出席、これは綾織町内に地目の選定に関して行政不服申請がございました。これについて農業委員会の見解がどうなのか、誤りがないかご意見をいただいていたところでもあります。8月21日に第5回遠野市農林水産振興大会事務局会議がミーティングルームでありました。本会議で今年農林水産振興大会は11月28日木曜1時半から市民センター大ホールで開催と日程は決まったところでもあります。日程は市長の都合に合わせて市民センターの空き具合をあわせてとところでもあります。これから地区協議会に入っていきますので農業委員の皆様には、座長として要請案、そして各種の表彰者の推薦をお願いしたい。8月22日に第3回農地専門委員会が合庁会議室でありました。農地専門委員会の皆様に出席いただいております。農地専門委員長からその内容が詳しく報告があると思います。農地パトロール・遊休農地の解消事業・菜の花の拡大も合わせて、建設残土を農地に盛土しているということもありますので、農家の土壌改良をどのようにしていくかについても話し合われております。同じく22日に地域農業マスタープラン変更計画作成座談会意見交換が浄化センターでありまして、委員の皆様に出席いただいております。22日は市牛市場でありまして非常に良くない日だとは認識しておりましたが、説明者がこの日でなければならないことと会長の都合で21日に開催したところでもあります。なおこの意見交換会の内容はほぼ受け入れられて、案内者を拡大して行うとなっております。同じく22日に第5回運営委員会が開催されております。これにつきましては、今日の議案書を示してお話をいただきましたし、各専門委員会の今後の進め方について、各専門委員長から会長に意見をいただいているところがございます。なお、この紙面にはありませんが昨日午後4時から地域農業マスタープラン事務局の説明者の意識統一を図る会議に出席しましたが、この中であれと思ったわけでもあります。というのは、市の方では一応説明会、座談会はしますが、今後の地域での話し合いは、農業委員が主体となって召集してまとめていって下さい、と話がされましたので話が違うということで私の一存で持ち帰りをさせていただいたところでもあります。このように提案されました。地域農業マスタープランの見直しの今後の進め方、地域の課題は地域でといったスタンスで進めていくんだと。したがって地区検討会は、設定地区内で行う農業委員が中心になって話し合いを進める。参集範囲は農業委員、認定農業者、農家組合長、班長、集落営農組織、中山間直接支払協定集落組織を代表者とするとなっておりますが、これは意見交換会でこのメンバーに広げべきだと農業委員会で意見しまして、これは受け入れられたわけでもあります。その中でこの地区座談会の役割ということで、農業委員は11地区があるわけではありますが、設定地区内の代表になる。そして委員の招集も農業委員会、地区集落内の農地相談、耕作放棄地対策も農業委員農地集積の情報提供も農業委員、白紙委任の取得も農業委員、これは今までの事前打ち合わせにもなくて、協議もないため撤回をさせていただいた所でもあります。8月27日が第53回農業委員会総会、本日であります。本年度第1回のアスト推進会議、昨日の地域農業マスタープランの意識統一会議を踏まえての会議が15時からあります。27日以降の主な行事予定であります。28日明日であります。故菊池善久氏の農地。荒廃して大変困っているのですけれど、土地利用に係る農業振興課との打ち合わせを行う予定としております。当委員会の提案としては市民農園、市営住宅利用地として考え方はいかがかと市に提案したいと考えております。なお提案はしますが必ずできるとは確定できませんけれども、提案したいということで提案書を作っているところでもあります。8月の28日から9月17日まで地域農業マスタープラン変更計画座談会があります。これにつきましては担当地区に農業委員さんの出席を是非お願いしたいということでもあります。8月30日に遠野市戦没者追悼平和祈念式典がありまして会長出席の予定。9月2日が食育センターとの意見交換会。食育と地産地消について話し合いをする予定。9月4日が岩手県農業会議の巡回相談があります。岩手県農業会議の会長と川村相談員がおいでになりますが、農業委員会の品質向上について巡回して話し合いをしたいということでありました。会長と話し合いをしておりますけれども会長、職務代理にも出席していただけたらと考えている所でもあります。9月6日から9月13日まで市議会が開会されます。会長が出席。9月10日が農地法等の提出締切日。17日が農地転用等の現地確認調査、26日が第54回農業委員会総会の予定であります。以上であります。

議 長	<p>【報告事項】 次に、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを、事務局から報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい。それでは報告第1号についてご説明いたします。 (以下「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明により記載省略)</p>
議 長	<p>次に、報告第2号、農地専門委員会に付議した事項について農地専門委員長から報告いたします。</p>
農地専門委員長	<p>はい。9番昆野征策です。それでは報告いたします。地域農業と担い手を守り生かす推進農業並びに農地法に於いて、農業委員会で毎年農地パトロール・利用状況調査を実施しなければならないとなっております。このことから平成25年度農地パトロールの実施案について検討行うため平成25年8月22日第3回の農地専門委員会を開催しましたがその内容について報告いたします。</p> <p>まず、平成25年度農地パトロールの実施の検討ではありますが、スケジュールについてはパトロールを円滑に進めるため、平成25年9月20日までに農業委員が担当地区を巡回し、遊休農地等について事前調査し地図に位置を示し事務局に報告する。事前調査をもとに事務局では調査結果を整理し、10月に関係機関を含めた農地パトロール推進会議を開催し実施期間調査遊休農地発生箇所等のデータを確認する。そして10月末から11月にかけて農地パトロールを実施する。なおこの案については同日遠野市浄化センターで開催された農地パトロール実施検討委員会に於いて各委員に説明済みでございます。それからその他として遊休農地解消事業について、これは今年度農地専門委員会では遊休農地解消対策として菜の花拡大について引き続き取り組むこととしたところでありますが、新規の菜の花作付の播種時期は9月中遅くとも10月上旬までには行わなければならないため、今年も耕作放棄地解消対策事業補助金等を活用して解消事業に取り組むとしたいが、農地パトロールは先ほど話した通り10月末から11月にかけて実施するということから、地区別に話し合っって播種候補地を選定する必要があると思います。この辺を事務局に報告し、播種候補地をパトロール前に報告してはどうかと思うわけでありまして。その辺を皆さんにわかっていただきたい。それからその他の2つ目として農家の行う土壌改良の手続きについてであります。これまで湿田、耕作不便の解消のため農家が行う盛土など、農家が行う土壌改良農家からの届出という取り扱いで行われていたが、最近、建設残土置き場として利用されているといった意見もあり、このことから土壌改良盛土等については事務処理の仕方について、農地専門委員会で引き続き検討していきこととした。以上のところで農地専門委員会の協議として報告いたします。</p>
議 長	<p>農地専門委員長より報告がございました。専門委員会の皆様ご苦勞様でございました。</p> <p>次に、報告第3号、女性委員業務検討会の協議事項について、白金英子委員から報告いたします。</p>
25番委員	<p>はい。25番白金英子です。女性農業委員業務検討会の協議事項について報告いたします。女性農業委員業務検討会では、女性農業委員の活動として、今年度、食育に関すること、菜の花に関すること、農業後継者に関することに取り組んでいこうと計画しています。具体的な計画について検討するため平成25年7月25日に第2回女性農業委員業務検討会を開催しましたので、その内容を報告いたします。1、食育に関すること、遠野市総合食育センターとの意見交換会を9月2日月曜日に行うこととした。遠野市食育推進計画についてをテーマに、食の現状と課題、学校給食における地元食材の使用状況や調達のために、生産者としてどのように取り組んだらよいかなどについて、意見交換会などを行います。また、合わせて学校給食の試食会を行います。こちらについては女性委員だけでなく農業委員活動との一環として取り組んではいかがかと、既に事務局から案内を出し参加者の取りまとめを行っております。2、農業後継者に関すること、農業後継者の未婚者が増加している傾向が見られます。結婚したいが出会いがないため相手</p>

		<p>を紹介してほしいとの声が聞かれます。そこで今年度は各町委員に独身者の情報収集を行い、出会いにつながる取組を行いたいと考えております。方法としては町、性別、年代、同居の家族、おおまかな営農類型などを各委員に照会し、リスト化します。これを元に日頃の農業委員活動の中で、委員相互に対象者の詳細について情報を管理し、ご本人どうしの出会いにつなげたいとするものです。仲人のような取り組みを期待します。農業後継者確保に向け委員各位の情報を提供し合いたいと思います。以上第2回女性農業委員業務検討会の内容を報告します。終わります</p>
議	長	<p>白金委員より報告がございました。女性委員の皆様ご苦勞様でございました。</p> <p><b>【議事日程】</b></p>
議	長	<p>これより本日の議事日程に入ります。</p> <p><b>【日程第1】</b></p>
議	長	<p>日程第1、議事録署名人の指名及び議会書記の指名を行います。 議事録署名人には、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議長において指名することに異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に26番細川幸男委員、27番君崎敬孝委員、議会書記に事務局 小倉匠君を氏名いたします。 次に、議事参与の制限についてです。議案に関係する委員は発言をご遠慮願います。</p>
議	長	<p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局に求めます。</p>
農地係	長	<p>はい、それでは議案総括表の説明をいたします。 (以下「第53回遠野市農業委員会総会提出議案総括表」説明により記載省略)</p> <p><b>【日程第2】</b></p>
議	長	<p>日程第2、議案第1号、農地法第3条1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。 なお、親子間の贈与については、現地確認の説明を省略いたします。</p>
議	長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
農地係	長	<p>はい。それでは議案第31号について説明をいたします。 1番。 受人。●●町、●●●●。渡人。●●町、●●●●。 ●●町8筆6,838㎡。 生前一括贈与です。譲り受け人は高齢のため後継者の子に贈与をするものです農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすものと考えられます。</p>
議	長	<p>これより質疑に入ります。 質問のある方は発言願います。 (なしの声あり)</p>
議	長	<p>発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします 議案再31号は原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。</p>

	<p>よって、議案第 31 号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第 3】</p>
議長	<p>日程第 3、議案第 32 号、遠野市農用地利用集積計画の策定に対する意見決定についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
農業振興係長	<p>はい。議案第 32 号について説明いたします。 利用権設定 2 件になります。 1 番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 所在●●町 2 筆 3,613 m<sup>2</sup>賃貸借です。 2 番。 借人。●●町、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 所在●●町 2 筆 4,952 m<sup>2</sup>使用貸借です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります 質問のある方は発言願います。</p>
2 番 委 員	<p>1 番についてですけど、これは既に作付はされてるのか。それでふつうであれば 5 月の田植えシーズンから賃借になると思うがなぜ今か、それとも来年からの作付なのか</p>
議長	<p>はい。事務局</p>
農業振興係長	<p>はい。これにつきましては新規ということで提案していますが、本来であれば更新でやるべき部分でありましたが、貸人のほうが未相続の物件で、その他の兄弟の方々からの手続きに若干作業が遅れたことと、更新時期に重なってそういった家庭内の部分があって手続きが遅れてしまったということでもあります</p>
議長	<p>他にございませんか</p>
30 番 委 員	<p>確認させてもらいます。法人の経営内容についてお聞きしたい</p>
農業振興係長	<p>経営内容につきましては、作付につきましては田が 2,962a であります。ここは基本的に水稲専門でございますので、田んぼのみの作付。それから構成員のといたしましては合計●名ということでなっております。基本的には個人を対象としたものでありますので法人につきましては、経営内容は田畑の所有利用の部分についてのみ記載していません。</p>
30 番 委 員	<p>法人だからしなくては良いではなく、経営内容については表示すべきではないかと。ちゃんと説明をするべきではないかと思うのですけれど、いかがですか。</p>
農業振興係長	<p>次回から、様式を一部修正して標記いたします。</p>
議長	<p>よろしいですね。他にございませんか。発言がないようですので質疑を終結し採決いたします。 (なしの声あり)</p> <p>お諮りいたします。 議案第 32 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>

<p>議 長</p> <p>農 地 係 長</p>	<p>ご異議なしと認めます よって、議案第 32 号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第 4】 日程第 4、議案第 33 号、農地法第 5 条第 1 項に規定による許可申請に対する意見決定 についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。議案第 33 号について説明いたします。</p> <p>1 番。 譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●県●●市、●●●●。 ●●町 2 筆 349 m<sup>2</sup>アパートの転用でございます。売買です</p> <p>2 番から 5 番の請け人につきましては●●町●●●●でございます。</p> <p>2 番 貸人。●●町、●●●●。●●町 2 筆 1,490 m<sup>2</sup>。 砂利採取の一時転用の賃貸借です。</p> <p>3 番。 貸人、●●町、●●●●。●●町 1 筆 1,587 m<sup>2</sup>。 一時転用の賃貸借です。</p> <p>4 番。 貸人。●●町、●●●●。●●町 1,475 m<sup>2</sup>。 一時転用の賃貸借です</p> <p>5 番。 貸人。●●町、●●●●。●●町 1 筆 213 m<sup>2</sup>。 一時転用の賃貸借です。</p> <p>6 番。 借人。●●●●●●市、●●●●。貸人。●●町、●●●●。 ●●町 1 筆 296 m<sup>2</sup>。 駐車場の売買でございます。</p> <p>7 番 8 番は同一事業となります。</p> <p>7 番。 譲受人。●●市●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 ●●町 2 筆 509 m<sup>2</sup>。 農家住宅の使用貸借です。</p> <p>8 番 譲受人。●●市●●町、●●●●。譲渡人。●●●●。 ●●町 1 筆 100 m<sup>2</sup>。 農家住宅の贈与でございます。</p> <p>9 番。 譲受人。●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 ●●町 1 筆 1,873 m<sup>2</sup>のうち 1,535 m<sup>2</sup>。 仮設道路の一時転用の賃貸借です。</p> <p>10 番。 譲請人。●●●●●、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 ●●町 1 筆 51,929 m<sup>2</sup>のうち 359 m<sup>2</sup>。 仮設作業場、仮設資材置場一時転用の使用貸借であります。</p> <p>11 番。 譲受人。●●町●●町、●●●●。譲渡人。●●町、●●●●。 ●●町 1 筆 908 m<sup>2</sup>。 仮資材置場一時転用の賃貸借であります</p> <p>1 番は市内に在住する長男が住居兼共同住宅を建築するものです。申請地は都市計画 法の土地区画整備法による換地処分地及び用途区域内の農地であり第 3 種農地と判断い</p>
---------------------------	---







事務局	贈与でございますけれども土地の造成費ということで全体の面積配分をしたところがございます。総額が●●●●千円の造成費用ということになります。
30番委員	あくまでも土地は贈与ということそれにかかわる経費は贈与を受けた側の経費と思いますがその辺はどうなっていますか。
事務局	これは贈与を受けた●●●●さんが支出する費用でございます。土地自体は贈与で取得しますが造成に関しての費用が掛かるということです。
議長	他にないようであれば進行します。 (なしの声あり)  それではほかに発言がないようですので質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第33号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第33号は原案のとおり「可」と決しました。  【日程第5】
議長	日程第5、議案第34号、遠野市農業委員会農地基本台帳事務取扱規程の制定についてを議題といたします。 休憩します。
議長	再開します。 事務局説明願います。
事務局	それでは議案第34号について説明させていただきます。 遠野市農業委員会農地基本台帳取扱規程の制定について 遠野市農業委員会農地基本台帳事務取扱規程を別紙の通り制定するものでございます。 提案理由であります。遠野市農業委員会が保有する農地基本台帳の管理及び閲覧に関し必要な事項を定めるため制定しようとするものであります。9Pをお開き下さい1条には (以下遠野市農業委員会農地基本台帳事務取扱規程省略)
議長	事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります 質問のあるかたは発言願います
2番委員	基本台帳の閲覧は我々農業委員も該当しないのか。
26番委員	機密の保持とあるがこれをもう少し具体的に優しく説明してください
事務局	機密の保持でございますがこれにつきましては、氏名等は皆さんもご存じだと思いますけれども台帳人の設定にあります生年月日とか貸し借りの情報とか金額、個人では一般には知り得ない情報という意味であります。
議長	見たもの聞いたものを言っはならないということでもあります。
26番委員	故意に話す人もいないだろうが、間違っっていった場合の処罰規定はないのか

事務局	それは特に規定されていません
事務局	先ほど山崎委員から質問がありましたが、農業委員についてはいつでも台帳閲覧が可能で、見ていただいて農地ではないとか、新たに農地が発生しているとか家族構成が違ってきているとか事務局に報告していただければ修正していく。農業委員は自分の管轄を見ていただければと思います。なお先ほどの秘密の保持、農地台帳は家族構成、年齢、夫婦と思っていたが違うとか、新たに入るとかいろいろな情報が出てくる土地、農業者年金に加入しているだとか生前一括贈与しているとか、知られたくない個人情報満載であるからこれを農業委員の立場で閲覧し口外してしまうと罰せられるので地方公務員という立場で守秘義務があると認識いただきたい。
議長	他にございませんか
14番委員	13 ページに閲覧の申請書があるが、申請書の中に規定に同意するなどの意思表示は必要なのか。同意する意思表示が必要だと思うがこのような文書があってもいいのではないかと。
事務局	それにつきましては 15 ページでございます委任状がありますのでそちらを適宜使い同意をいただくことにしたいと思います。
14番委員	本人の代理で見る分には構わないが、例えば組織で使いたいとか、他の人の物を見たいと来た時に本人の代理でくるわけじゃないので規定を守るといった意思表示があった方がいいのではないかと。
事務局	10 条の方に閲覧できるもので家族、又は会長が認めるものと定めておりますこの中に各団体があるが、その団体についても、事業の関係で必要といったもののみであります。もし個人で閲覧が必要な場合、個人で閲覧していただいて、写しを交付すると考えております。
29番委員	正明委員がいつているのは秘密を守りますという印鑑等をもらう等を思う
14番委員	アスト等において来ても規程は守りますよといったのがチェックするのがあってもいいのでは、だれが来るかわからないし、職員ならわかるかもしれないが、関連団体で事業で使うからと持っていく分が守られるか確約されるものではないのではと。
事務局	本人同意ではなく申請する団体が趣旨に使うという守秘義務を順守するという一項を加える形でしょうか。
14番委員	規程を守るという同意です
事務局	こういった項目を加えるという形で取扱いすればいいわけでしょうか。
14番委員	同意を伺えるチェック項目あってレ点をするような形で核に印できればいいなと思いついたわけです。
事務局	ご意見はご意見として伺ったが 14 条で閲覧をしようとするもの、会長の許可当然各諸団体機関が閲覧したいと来た場合に於いてはその長の申請になります。この規定は法律と同じで漏えいした場合に於いては違反であると付け加えるので漏れることはない。漏れた場合は相手の責任になると考えています。
議長	法律なので破った場合にはそれなりの責任は出てくる。よろしいですか。 他にございませんか。

		<p>(なしの声あり)          発言がないようですので質疑を終了し採決します。          お諮りいたします。          議案第 34 号は、原案のとおりとすることに異議ございませんか。          (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。          よって、議案第 34 号は原案のとおり決としました。</p>
議	長	<p>【その他】          その他ございませんか。          私の方から一つ提案ですが、前回の総会の時にいろいろな話題あるいはみなさん          でいろいろ議論したいという提案がありましたが、先ほど農地専門委員長の方から遠野          の遊休農地、菜の花、当初来年面積拡大で始まったところで、そのことについてこの段          階でまだ目立った進展が見られないが検討している地区もあるだろうが、本来であれば          農地パトロールをした後に担当地区から出てくるはずだが、パトロールが今後 9、10          月となると菜の花の播種時期がずれるので今後どうしたらいいか意見交換してどのよう          に進めるか話題として話していきたいと思っています。</p>
農地専門委員	長	<p>噛み砕いて説明するが、当初の菜の花の作付については、遊休農地解消対策として取り          組んだが、本来であれば遊休農地の規定が 9 月播種時期前にパトロールが終われば選          定されて播種できるが、パトロールそのものが 10 月から 11 月にかけてとなっている。          そうするとその時点で耕作放棄地が出てきて各委員が耕作放棄地を選定し、菜の花を播          種するのが不可能になってくる。そうすると 25 年の菜の花の拡大はなされないといった          結果になってしまう。それで、事前にパトロールのスケジュールがあって、今年度はな          ってるからやはり今年分としてできる分にはパトロール前に選定して選ぶ必要がある          のではないかと。播種しないと今年度の作付拡大は 0 になってしまう。そういった適地          をパトロール前に各委員が見つけて播種できる場所がないか、あれば今年選定して補          助事業を活用して遊休農地の指定がパトロール前に申請がしなくてはならない。9 月な          りに申請の手続きをしなくてはならない、そういった形で申請してかなくてはならない          のではと思っています。このままですと今年度の作付が 0 という形で菜の花作付拡大を          図るという当初の考え方が達成されないかたちになるので、みなさんの協力を得て少し          でも拡大できればとおもい今回報告させていただいたところであります。</p>
議	長	<p>いま農地専門委員長の方から詳しく説明があったが、要するに 9 月 10 月の時期を待つて          いたのでは播種が出来ないので、ここで各地区で去年のように候補地を設定して菜の花          を播種してはという委員長の案であります。これについてはみなさんからご意見いた          だきたい。これまで発足したのは毎年ある程度の面積を達成しましょうと、そのある程          度の面積ができた段階で次の段階の菜の花を搾る等の作業にしようという計画でありま          すから、即、7.8.9.10 町歩とはいかないわけですから景観を作りながら菜の花を増やし          ていくという並行して次の段階も委員会から話があったがそういったところも結び付け          ていくという計画であります。</p>
17 番委員		<p>遊休農地解消のための菜の花栽培計画は非常に良いことをしたと皆さん認識されている          わけだが、転作田であれば 2 万円の奨励金もでて、ある程度翌年度の播種する資金が地          権者から一部でも負担してもらえるわけですが、畑の部分が非常に難航する形になろう          とかんがえる。ですが 1 年で辞めるわけにはいかないもので、自分的には最低限 3 年間管          理して地権者へバトンタッチしようということなので、そこは頑張りますが、できれば          畑の部分の何かいい方法はないか皆さんから意見をいただきたい。</p>
議	長	<p>今出た内容はその通りで、田の分に関しては補助金が出るわけですが、その辺のところ          を皆さんの知恵なり方法を出していただきたい。一番いいのは減反の部分に作付するの          が今現在では良いわけですが。</p>

29番委員	私も心配しているのは去年今年と農業委員二人で草刈り、播種をしてこんなこと5年もやらなきゃならないとなると大変です。田んぼだからよかったが、景観作物の奨励金が出て、一部負担してもらっているからいいが、先ほど昆野委員が言ったように畑は奨励金もなにも無いが途中でやめれば契約書を盾にされここは慎重に考えてやらないと大変だと思う。
議 長	畑にやってく部分が一番ネックだと思う。何か知恵はないか。
議 長	皆さんの地区で先ほど言ったように候補地を設定することに関しては必ずある。問題は管理を毎回農業委員が借り人で次からそこを管理してもらう前提のもとのやらないと、5年も管理するとなると大変なので地権者と話し合いながら、今年は手伝う等地主も一緒にやりましょうと来年から皆さんお願いすると減反は補助金があると説明し、やってかないと全部自分でやらなきゃなくなる。
議 長	それは地区の同じ農業者なので話し合えばわかるが候補地を選定してここ8、9月に播種する場所を設定しなくてはならない。ここから始めなければならぬと思います。
2番委員	種はありますか。
29番委員	15kgはある。
議 長	他には。
23番委員	24kgあります。
議 長	どれくらいになりますか。
事務局	4町歩ぐらいです。
議 長	そのくらいあれば足りる種は十分ある。いつぐらいまでに面積を確定できれば播種できますか。
農地専門委員	遊休農地がでてくるのは10、11月ですから、今回は農地パトが終わってない段階で対策として前回のようにはできないが、農地パトロール以降はさらに今後の作付については委員会でも検討するが、今回は25年度0の作付では拡大を図るといった当初の予定と全然合わないの、今回は播種の検討については農地パトロール以降ではどうか。今回は25年度播種地域に9月に播種しなくてはならないので、事前にできる地区が手をあげて播種していただければいいと思うが皆さんはどうか。
農地専門委員	本格的な播種は無理かとパトロールそのものが遅くなるのでと私は考えるが皆さんはどうでしょうか。
事務局 長	議長。実は昨日農地専門委員長から事務局の方に提起をいただいた。このままだと25年度の菜の花は0になるのではといった恐れを感じていた。どうするとの相談を受けたので、事務局としては農地パトロールは10月下旬から11月になるが去年、一昨年調査したところで遊休農地があるが、これを選定して播種するか、播種時期は9月中が適期これを逃すと発芽しない。遅くても10月上旬、ですから9月に播種するためにどうするかだが、実は耕作放棄地になっているところを事前に、去年やった9地区でこのように見て歩いたところを地区単位で見つけて解消しなくてはならないと事務局によせる。そうするとこの部分については、農地パトロールの時には写真をとるから遊休農地と認定していく。農業振興課に話をしてここをパトロールで間違いなく遊休農地になるところですよと認定してもらおうと、あらかじめ補助金の対象にできるといった考え方になっているので、農地専門委員会から提案されたのは、皆さんに意見交換していただき、9つの町別にどうするか意見をださないかというのが委員長の考え方です。

27番委員	<p>農地委員長の件はそのとおりだと思います。まず1つは25年度の作付増産の計画しているわけであり、25年度増産については今年の冬からSL運行プロジェクトがあり釜石沿線の転作田を含めた増産をしてはどうかと思います。これからの部分として考えれば委員長のいうとおり畑の待遇は、すごく遊休農地の対応は難しいですが、ただ菜の花としての位置づけを認識してかかればいいと思います。景観形成作物対応、加工品として考えた時に種のみ収穫なのか、菜種油をとる考えにするのかポイントだと思う。</p> <p>その時に機械対応を個々行うには厳しい状況で、雫石の例もあるが市の助成にも結び付けこれから議論していけば良いのではないかと思う。転作田の活用を含めた面積増、来年度は付加価値を高める上での推進をとって、菜種油などそのように考えれば生産性、景観もよくなる。当面その方向でどうだろうかと思ひます。</p>
議 長	<p>はい。いま27番委員の方から前向きに取り組むべきだと、また6次産業び向けて先ほども言ったように話すものがなければインパクトがないということで花を作りましょう。景観を考えながら、たとえば今年も各地区一応最低10aなど目標がないと達成できませんから、まず最低でも各地区10a目標で提案をしたいが皆さんどうでしょう。各地区であって一農家ではないですから、そうすれば当然今年もそこその面積は達成できる。いわゆる正式な農地パトロールででたところに早めに目を向けると一番それがいきやすいと思うがどうでしょうか。提案です</p>
23番委員	<p>実際昨年やった菜の花の収穫が、量的には23kgでしたが、友達にたったそれだけかと言われましたが、手作業だとそれくらいしかできないので、汎用コンバインが遠野にもあるので菜の花収穫の時に使えるか確認してもらいたい。</p>
議 長	<p>今のことに関しては聞いてみたい</p>
13番委員	<p>コンバインの話をしたが農協にある大豆生産組合のコンバインは菜種は刈れるが菜種仕様になっていません。菜種は小さいので汎用では漏れてしまう。アタッチメントをつけるのに80万くらいかかります。</p>
議 長	<p>いずれ収穫については、いまの所、特別機械よりその前の各地区10a目標それについてご意見をいただきたい。</p>
27番委員	<p>やはり持論はさっき言ったように来年に向かって確立をしましょうといったことで議論したがいつまでも答えは出ないと思います。</p>
議 長	<p>その通りだが、去年3町6反歩やっていますが、今年も努力してるのがみえないと思います。そこに向けて各地区10aとして今後遊休農地出た時に、今後の課題ということでその部分に絞って意見をいただきたい。</p>
9番委員	<p>個人的な意見だが、私もやはり耕作放棄地がパトロールができてない段階ですから、いま、会長が言ったようにできる地区、拡大に向けて播種できる地区は極力今年度の作付として放棄地を見つけ播種していくということで、本格的な議論については君崎委員が言ったように例えば沿線に播種するとか、手作業では収穫が困難だとかそういった問題があると思うので、とりあえず今年度0では当初の取り組んだ姿勢あるいは今後拡大していこうといった考え方には沿った形でないで、とりあえずできる地域については今年度播種する地域を選定して、皆さんの意識統一をしておけば本格的については今後農地パトロール後に議論をして言ったらどうかと思ひます。</p>
議 長	<p>できるような地区を選定はどうするか、挙手では手が上がらなきゃ0になるので、話をしてやれそうな地区にはやってもらう形の作業になるのでしょうか。</p>
29番委員	<p>受け持っている中で、やれるところはやってもいいのではないかと思ひます。</p>

17番委員	昨年度各町でやった委員さん方にお聞きしたいんですが、今年も菜の花なのか水田だったところにこの秋やらないで来春 WCS や水田に関してそういった方向も出てこれれると思うが、含めて確認してというか、提案してもらえたらと、新たに地域に何かやらなきゃならない場所を事務方から教えてもらわないと、私的にはそのほかにどこがあるか押さえかねています。
議長	大切なことが出たが、要は 3.6 が 1.6 になるかもしれないし正直そういったところを確認しないと、逆に下がったということも考えなければならない。だからその辺やはり時間かけずに去年状況を、今年の進捗状況やっていけるかいくいかも考えなきゃならないと思います。 そうしますと後は皆さんからご意見いただいたし、ここで言っても時間かかるので今出した話をまとめながら農地委員長は対策、進め方をお願いします。
事務局長	これからといっても9月だ、10a じゃなく地域ごとにお願ひできないかと意見交換の場で提案しているので、3.6 は終わりだと思います。去年撒いたところにまたやるか、目的達成解消したところになにをやるか、1 プラスとかじゃなく解消したところは地主に返す、自分でやる、新しく見つけて 10a でも 5 畝でもいいから新しいところをやれば達成していくと委員長は考えてるようですから、是が非でも 1 反歩やりましょうではなく、また見つけて耕作放棄地の解消には 10a3 万なり 5 万補助金もらいながらやりませんかと言っているようですからその議論をお願いします。これから農地専門委員会に戻すと時期が終わってしまうと思います。
議長	皆さんの意見お願いします
17番委員	地主との昨年やったところの話し合いの部分もあるので、私のところは畑だったものですからそばでも本人にやってもらうかと思ったら、もう少しお願ひしたいといった意向ですので、昨年度のところに播種しますし、その他のところ5畝くらいあり地権者と話をして進めたいと思っています。そういった部分を含め昨年のところでもやむをえないと思ひそれをふくめ協議したいと思ひますのでよろしくおねがします。
議長	昨年度の所の他に5畝予定しているそうです
10番委員	私の意見は、期日を決め9月の頭までに場所を見つけ事務局に報告し、種に関しては各町に面積分を配布する。去年の場所に播種するかどうか町単位に任せるのではいかがでしょうか。
議長	さらにございませんか 前向きをお願いします。 恵美子委員のほうから各町単位で任せたらどうか、と連作でも仕方ないのではということでしたがいかがですか。
2番委員	それでいいのではないですか。
議長	それでは、9月10日までに状況を取りまとめ、方向性を出していただきたい。 是非一つ播種できるようにお願ひしたいと思いますのでお願ひします。 菜の花については以上でべます
議長	次に女性委員からの農業後継者に関することについて 農業を受け継ぐ者がいないのが課題になってるわけですが、これについて白金英子委員から付け加えてなにかありますか。
25番委員	私たち女性農業委員業務協議検討会で話し合った内容の一つだが、農業後継者に係る情報提供についてのお願いです。皆様のお手元に文書がございますのでご覧ください。私

20番委員 議長	<p>たち女性農業委員業務検討会では、今年度農業後継者に係る取り組みを計画しています。今地域では農業後継者の未婚者が増加している傾向にあります。結婚したいけれども出会いがない、相手を紹介してほしいという話が聞かれます。このことから今年度は皆様の協力をいただき独身者の情報収集を行います。つきましてはわかる範囲で結構なので別紙様式に記入の上情報提供をお願いします。遠野市農業委員会全体の取組として進めていきたいと思っておりますので、どうぞご協力をお願いします。様式2枚目にありますが農業後継者独身者リストによる。締切日第一回目の締め切りをH25年9月26日または第54回遠野市農業委員会総会開催日。その他寄せられた情報の取り扱いについて、皆様から寄せられた情報をリスト化しこのリストは農業委員の活動資料として活用いたします。掲載者などの詳細については委員どうしで情報を交換し出会いにつなげる活動に取り組んでいきたいと思っております。2枚目のリストですが、本人にこうしてほしいとか、特に聞かなくても本人との聞き取りは不要で、これまで家族は本人から相談があったケースなどわかる範囲で記入をお願いします。</p> <p>記入例をみながら9月26日までに用事のある方は提出していただいて、そうでない方は来月の54回農業委員会総会に提出していただきたいと思っております。以上です</p>
議長	<p>後継者の独身者リストの説明がありました。 ご質問ご意見いただきます。</p>
27番委員 議長	<p>簡単に今これ分かるのですが、さっきも農家基本台帳の要綱を定めて個人情報を遵守しなさいという形を確認したわけだが、取り扱いをしっかりとしないと個人情報に抵触しますし、特にもリストを見ると、本人の聞き取りは不要、つまり本人の意向は無視ですよ。この部分も台帳と同じく農業委員として情報提供するのはやぶさかでないが、やはり抵触する部分がありますので異論はないが考え方をとるべきだと思います。</p> <p>もう一つさっき言えばよかったのですが、職務代理の質問の贈与の部分の関係でまずきちっと整理してほしいですが、贈与の場合の額を示すか示さないのか聞き漏らしたので、これから贈与があっても経費は掲載するのかもしれないのか、その部分の整理のしかたをしないと同じ議論になるので確認をしたいです。</p>
議長	<p>個人情報の部分でこれは取り扱いは十分注意するという以外ないと思っておりますが、それ以外になにもないですが、聞き取りしないこっちで慎重にやらなくてはならないと思っております。</p>
事務局長	<p>濱田委員の質問なのですが贈与は無償です。無償なのですが、総額は議案で説明したとおり段差で盛土じなくてはならない工事費ですので今後も記載になります。</p>
1番委員	<p>年齢の上限はどう考えればいいですか。</p>
25番委員	<p>年齢制限はなく50、60でも20、30でもいいです。</p>
1番委員	<p>農家の後継者に係るとなっていますが、農業後継者で絞っていいのですか。兼業もあるが、専業農家後継者に絞っていいのですか。</p>
25番委員	<p>専業でも兼業でも構わない</p>
議長	<p>このリストはメモ的なもので公式なものではありません。個人の部分が入るので気を付けてをお願いします。</p>
29番委員	<p>その他で先ほど局長のほうから事務事業報告の中で、マスタープランの取り扱いその中で農業委員が全部やらなければならないと聞いたが、前の話ではそうではなく、最大限の協力は惜しまない、農業委員の立場としては協力する。先ほど農業委員が人を集めて、会議開いてみたいなどころがありました。それはどうなりますか。</p>



議	長 それは廃案になりました。  その他、農業委員から何かありませんか。 事務局からありませんか。 (なしの声あり)  【閉会】
議	長 以上をもちまして、第53回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。  (午前11時36分 閉会)  署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。  平成25年8月27日  遠 野 市 農 業 委 員 26番 _____ 同 27番 _____  遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____